

平成 21 年 11 月 18 日

資 料

(エネルギー課税等)

目 次

| | |
|---|----|
| ・ 税制調査会への総理諮問（抄） | 1 |
| ・ エネルギー課税の状況 | 2 |
| ・ 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較（2009年8月） | 3 |
| ・ 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額／高速道路料金の比較（2009年8月） | 4 |
| ・ 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較 | 5 |
| ・ 日本とEU諸国のCO ₂ 排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較 | 6 |
| ・ 欧州諸国における環境関連税制の主な変遷 | 7 |
| ・ 環境税をめぐるこれまでの動き | 8 |
| ・ 自動車重量税の時限的減免措置 | 10 |
| ・ 環境対応自動車の減税 | 11 |

平成 21 年 10 月 8 日

税制調査会会長 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

諮 問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

(前 略)

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

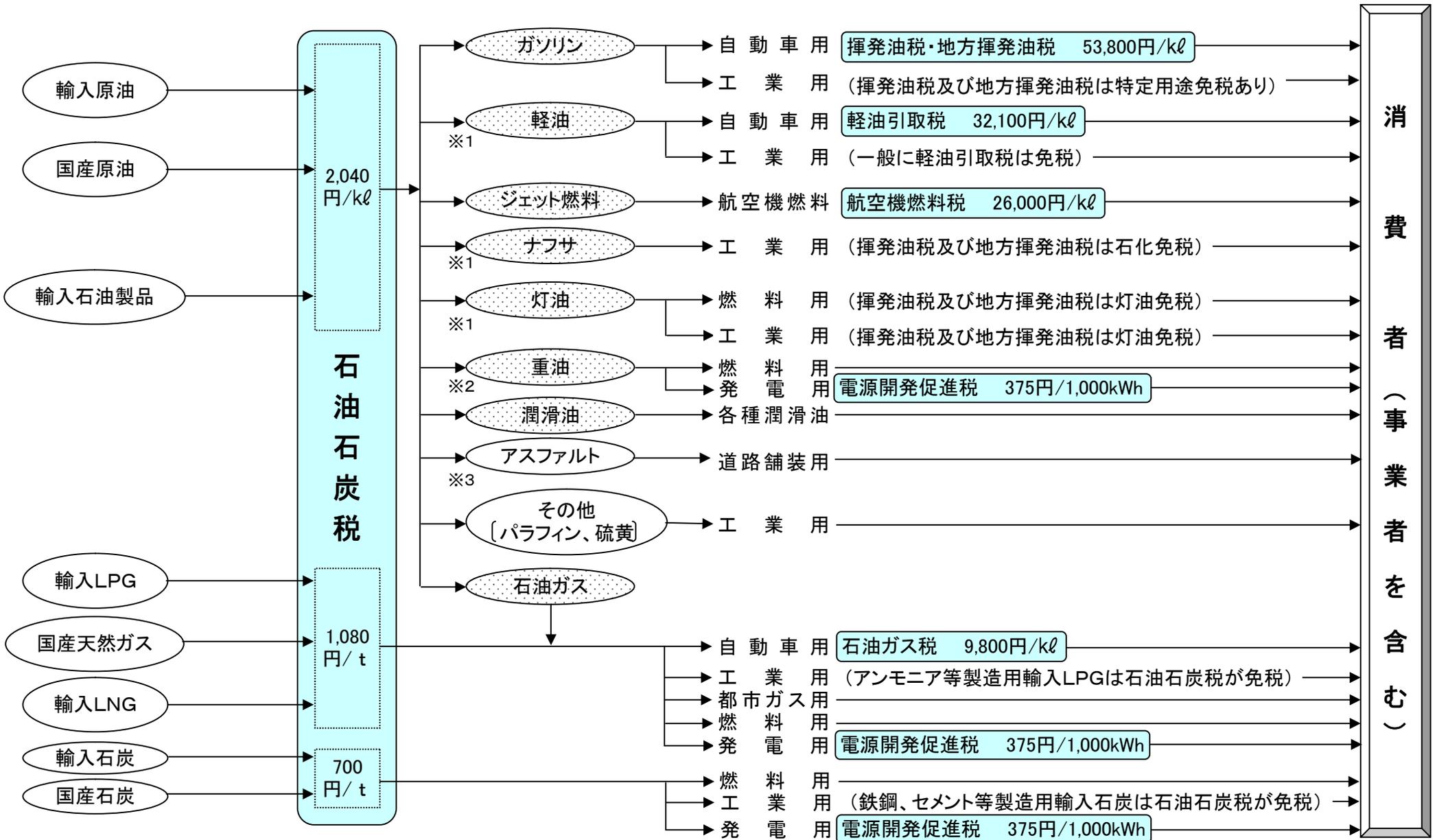
(1) マニフェスト（「三党連立政権合意書」を含む）において実施することとしている税制改正項目について、その詳細を検討すること。

(2)・(3) 省 略

(4) 間接諸税について、環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税へ、酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること。

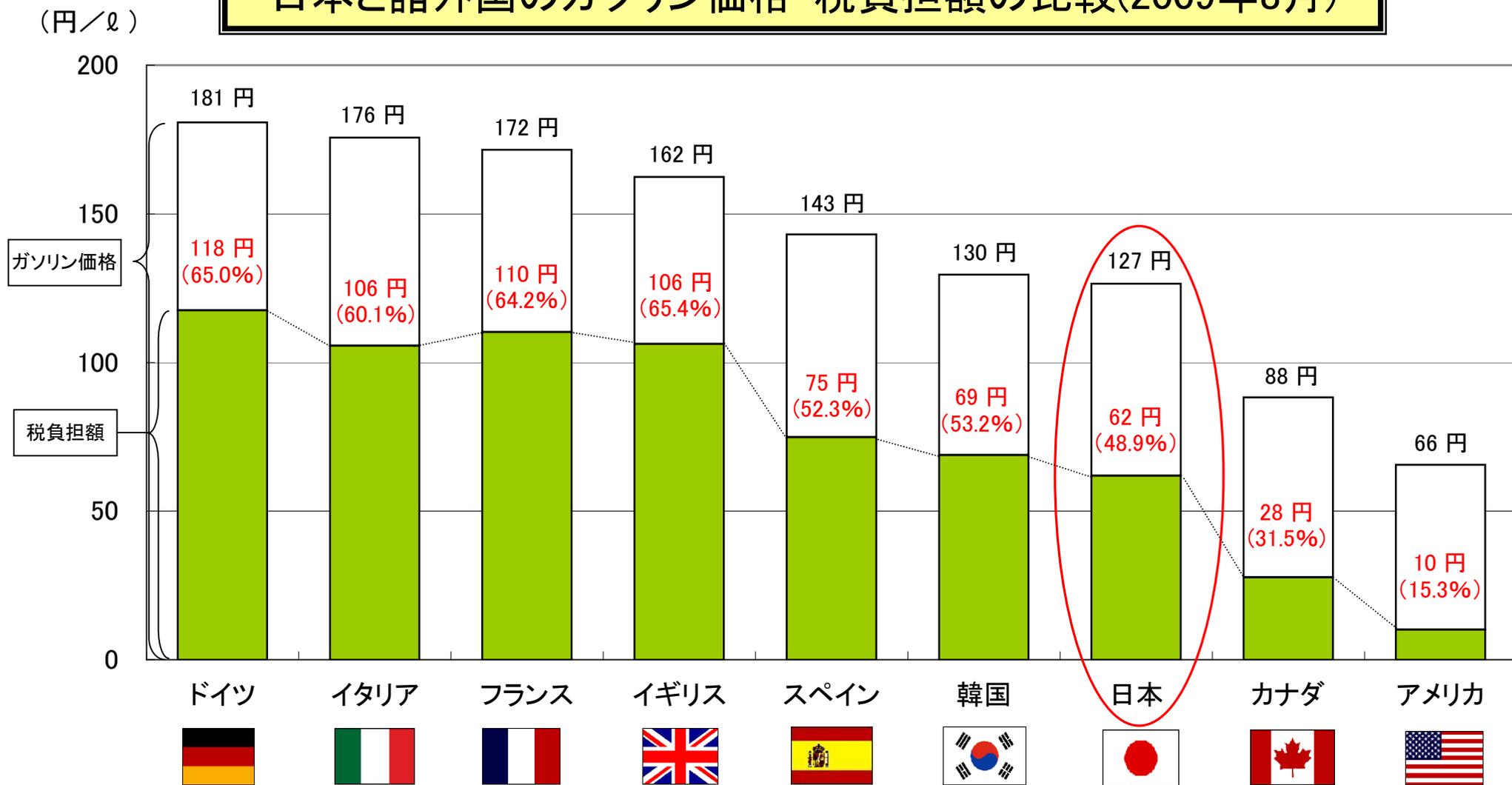
(5)～(7) 省 略

エネルギー課税の状況



※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較(2009年8月)

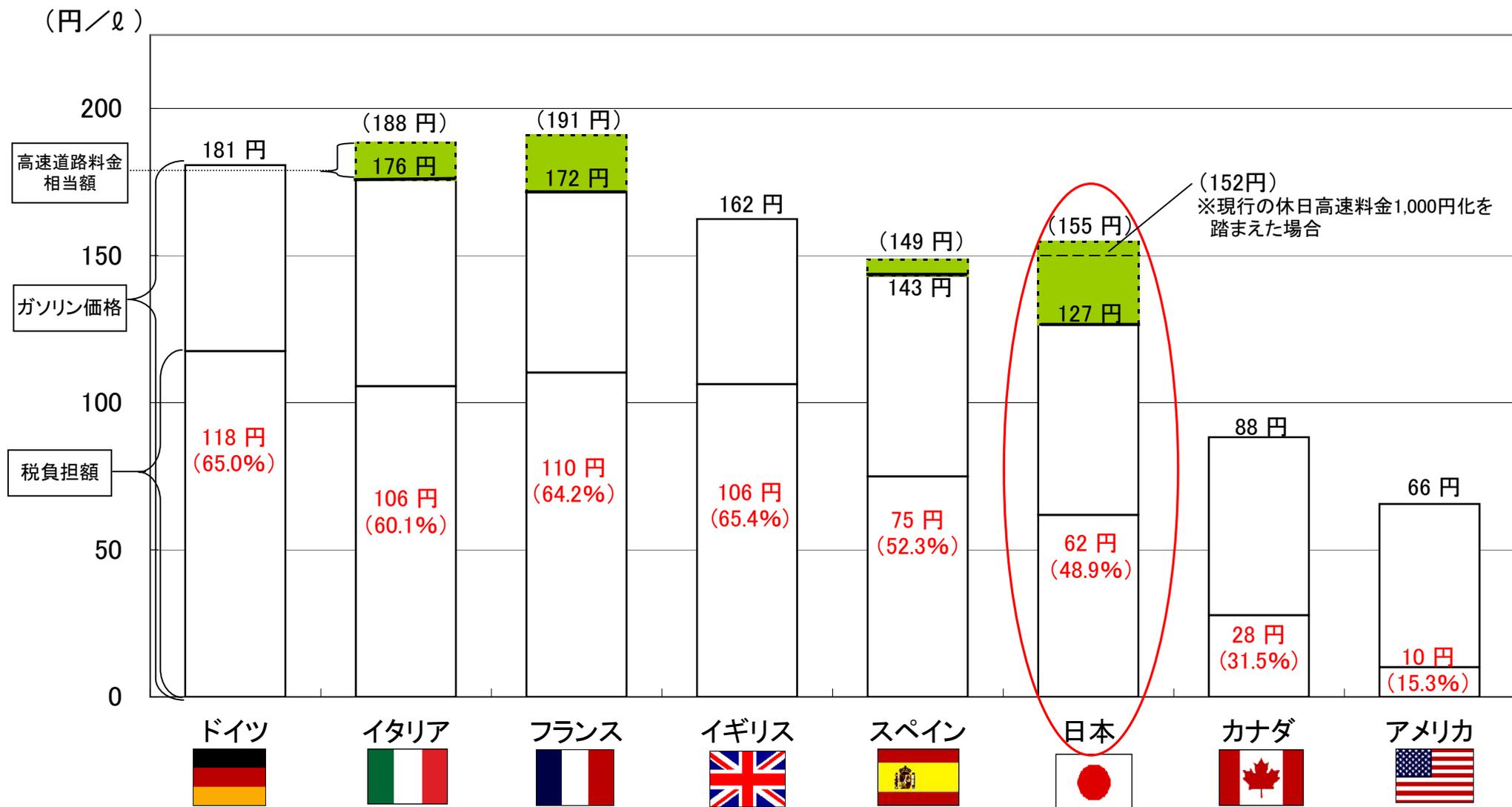


(注1) 英、独、伊、仏、西、加、米は2009年8月時点IEA調べ。日本は2009年8月31日、石油情報センター調べ。韓国は2009年8月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル=約95円、1カナダドル=約87円、1ポンド=約157円、1ユーロ=約135円、100ウォン=約8円 (2009年8月の為替レートの平均値、Bloomberg)

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額／高速道路料金の比較(2009年8月)



(注1) ガソリン価格については、英、独、伊、仏、西、加、米は2009年8月時点IEA調べ。日本は2009年8月31日、石油情報センター調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル＝約95円、1カナダドル＝約87円、1ポンド＝約157円、1ユーロ＝約135円（2009年8月の為替レートの平均値、Bloomberg）

(注4) 高速道路料金相当額については、伊、仏、西は、欧州道路連盟「European Union Road Statistics BOOKLET 2009」による2007年の高速道路料金を、欧州委員会のHP（Market Observatory / Oil Bulletin）に掲載されている2007年のガソリン及びディーゼルの消費量の総和にて除した値（消費量の重量表記については、JIS規格による自動車ガソリン及び軽油の密度により変換して計算）。日本は、国土交通省試算による平成20年計画額を、2007年の揮発油及び軽油の課税数量の総和にて除した値。英は、高速道路料金収入の金額が僅少のため捨象している。米、加は、特定の地域における有料道路料金収入があるが捨象している。

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

| | ガソリン | 軽油 | 重油 | 石炭 | 天然ガス | 電気 |
|--------|--|--|---|---|---|---|
| 日本 | 55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80〕 〔石油石炭税 : 2.04〕 | 34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10〕 〔石油石炭税 : 2.04〕 | 2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕 | 0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕 | 1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕 | 0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕 |
| イギリス | 89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕 | 89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕 | 16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕 | 2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕 | 4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕 | 0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕 |
| ドイツ | 91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕 | 65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕 | 3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕 | 1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕 | 5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕 | 1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕 |
| フランス | 84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕 | 59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕 | 2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕 | 1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕 | 2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕 | — |
| フィンランド | 87.68 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 80.05 —付加税 : 6.68 —戦略備蓄料 : 0.95 | 50.90 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 42.89 —付加税 : 7.52 —戦略備蓄料 : 0.49 | 8.43 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 8.08 —戦略備蓄料 : 0.35 | 6.25 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 6.09 —戦略備蓄料 : 0.17 | 4.10 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 3.92 —戦略備蓄料 : 0.18 | 0.326 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 0.308 —戦略備蓄料 : 0.018 |
| デンマーク | 77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98〕 〔CO2税 : 4.20〕 | 57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24〕 〔CO2税 : 4.64〕 | 40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97〕 〔CO2税 : 4.95〕 | 31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69〕 〔CO2税 : 4.16〕 | 66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09〕 〔CO2税 : 5.83〕 | 12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016〕 〔CO2税 : 1.651〕 |

(出典) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に作成。

| | ガソリン | 軽油 | 重油 | 石炭 | 天然ガス |
|--------|--|--|--|--|--|
| 日本 | 24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕 | 13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕 | 753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕 | 291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕 | 400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕 |
| イギリス | 38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕 | 34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕 | 6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕 | 881 (円) 〔気候変動税 : 881〕 | 1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕 |
| ドイツ | 39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕 | 25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕 | 1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕 | 510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕 | 1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕 |
| フランス | 36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕 | 22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕 | 859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕 | 510 (円) 〔石炭税 : 510〕 | 907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕 |
| フィンランド | 37,768 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 34,479 -付加税 : 2,879 -戦略備蓄料 : 410〕 | 19,435 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 16,375 -付加税 : 2,872 -戦略備蓄料 : 187〕 | 3,112 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,982 -戦略備蓄料 : 130〕 | 2,595 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,526 -戦略備蓄料 : 68〕 | 1,277 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 1,221 -戦略備蓄料 : 56〕 |
| デンマーク | 33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕 | 22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕 | 15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕 | 13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕 | 20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕 |

(出典) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に作成。

欧州諸国における環境関連税制の主な変遷

| | |
|--------|---|
| イギリス | <p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。 ※ 政府と気候変動合意を締結した業界団体は、気候変動税が軽減され、排出量取引制度を目標達成のために利用することが可能。</p> |
| ドイツ | <p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p> |
| フランス | <p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p> <p>2010年（法案の段階） 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた炭素税を導入予定（現在審議中）。 ※ ただし、欧州排出量取引制度（EU-ETS）参加部門については除外との法案。</p> |
| オランダ | <p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p> |
| フィンランド | <p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。 ※ 2008年には、EU-ETS参加部門以外への増税に力点を置いたエネルギー関連諸税の税率引上げを実施。</p> |
| スウェーデン | <p>1991年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油、重油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。</p> <p>2001年 「税制のグリーン化」の開始 家庭部門に対して、電気に係るエネルギー税及び二酸化炭素税の増税を開始。以後、ほぼ毎年増税を実施。 ※ EU-ETS参加部門に対するCO2税の免税措置が欧州委員会により承認された（2008年）。</p> |
| デンマーク | <p>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ EU域内におけるエネルギーに係る最低税率が守られることを条件に、EU-ETS参加部門に対するCO2税の免税措置が欧州委員会により承認された（2009年）。</p> |

環境税をめぐるこれまでの動き

- H11.8 【民主党】環境税の導入を提唱〔政権政策委員会提言〕
- H13.4 【民主党】環境税の導入を提唱〔第19回参議院議員通常選挙政策〕
- H15.8 【環境省】中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会、環境税(地球温暖化対策税)の具体案公表
- H15.11 【民主党】環境税の導入(炭素1tあたり3,000円)を提唱〔マニフェスト2003、民主党政策集〕
- H16.7 【民主党】環境税の導入(炭素1tあたり3,000円)を提唱〔マニフェスト2004〕
- H16.8 【環境省】平成17年度税制改正要望において環境税創設要望
- H17.4 【政府】京都議定書目標達成計画(閣議決定)、環境税について「真摯に総合的に検討すべき課題」と位置付け
- H17.9 【民主党】地球温暖化対策税の創設(炭素含有量1tあたり3,000円)を提唱〔マニフェスト2005、政策INDEX 2005〕
- H19.7 【民主党】地球温暖化対策税の導入(炭素含有量1tあたり3,000円)を提唱〔マニフェスト2007、2007政策リスト 300〕

【社民党】炭素税の導入を提唱〔参議院選挙公約2007〕
- H20.1 【民主党】地球温暖化対策本部発足(岡田克也本部長)

【社民党】環境税(CO₂排出源の負担を基本とする炭素税)の創設を提言〔道路特定財源についての常任幹事会としての考え方〕

- H20.5 【政府】道路特定財源等に関する基本方針(閣議決定)、「道路特定財源制度は廃止し一般財源化」・「税率は、今年の税制抜本改革時に検討」
- H20.6 【政府】「骨太方針2008」(閣議決定)、「環境税を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し」
【民主党】「地球温暖化対策基本法案」提出(地球温暖化対策税の創設について規定)
【社民党】環境税(炭素税)導入を提言〔社民党地球温暖化防止・環境税創設 PT〕
- H20.12 【政府・与党】「道路特定財源の一般財源化等について」(政府・与党合意)
【民主党】「民主党環境ビジョン」を公表(地球温暖化対策税の導入を提唱)
- H21.4 【民主党】「地球温暖化対策基本法案」提出(地球温暖化対策税の創設について規定)
- H21.8 【民主党】地球温暖化対策税の導入を提唱〔マニフェスト2009、政策INDEX2009〕
【社民党】環境税や炭素税(CO2排出量に比例)の導入を提唱〔社民党マニフェスト2009〕
- H21.10 【環境省】平成22年度税制改正要望において地球温暖化対策税創設要望
- H21.11 【環境省】地球温暖化対策税の具体案を公表

自動車重量税の時的減免措置

- 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車について、平成21年度から23年度までの間に受ける新規・継続車検等（当該期間内に最初に受ける車検1回分に限り）について、自動車重量税の減免措置を以下のとおり講じている。

| | |
|---|---------|
| 電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等 | … 免 除 |
| 乗用車等（軽自動車を含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成 | … 75%軽減 |
| 乗用車等（軽自動車を含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成 | … 50%軽減 |
| バス・トラック（3.5t超）：平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成 | … 75%軽減 |
| バス・トラック（3.5t超）：平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成 | … 50%軽減 |

（注1）「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

（注2）天然ガス自動車については乗用車であれば★★★★、ハイブリッド自動車については乗用車であれば★★★★
かつ平成22年度燃費基準+25%達成であることが要件

環境対応自動車の減税

- ・ 一定の排ガス性能・燃費性能を備えた自動車について、平成21年度から23年度までの間に受ける最初の新規・継続車検等の際に、自動車重量税を減免。
- ・ 一定の排ガス性能・燃費性能を備えた新車を平成21年度から23年度までの間に購入した場合に、自動車取得税を減免。

(例) 車両価格200万円、重量1.3トンの新車を購入する場合の自動車重量税及び自動車取得税の負担額

一般の自動車の場合

14万6700円

ハイブリッド車等の場合

0円

〔 一般の自動車と比べ
14万6700円の軽減 〕

環境性能の高い自動車の場合

・税額の75%が軽減される燃費性能の車

3万6600円

〔 一般の自動車と比べ11万100円の軽減 〕

・税額の50%が軽減される燃費性能の車

7万3300円

〔 一般の自動車と比べ7万3400円の軽減 〕